

平成27年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成27年4月20日（月）午後2時開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 平成27年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 継 続 審 議 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 継 続 審 議 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 継 続 審 議 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第22号 ほづみ幼稚園駐車場用地取得の申出について
- 日程第8 議案第23号 本田第2保育所駐車場造成等工事について
- 日程第9 議案第24号 生津小学校トイレ改修工事について
- 日程第10 議案第25号 小学校空調機器整備工事について
- 日程第11 議案第26号 牛牧小学校増築及び大規模改修工事について
- 日程第12 議案第27号 西小学校大規模改修工事について
- 日程第13 議案第28号 穂積中学校技術棟改修工事について
- 日程第14 議案第29号 ほづみ幼稚園駐車場造成等工事について
- 日程第15 議案第30号 瑞穂市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第16 議案第31号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第17 議案第32号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について
- 日程第18 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の嘱託について
- 日程第19 議案第34号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について
- 日程第20 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第21 議案第36号 特定教育・保育施設の公表について

日程第22 議案第37号 特定地域型保育事業者の公表について

日程第23 意見聴取 平成27年度岐阜県教科用図書採択について

日程第24 その他

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

河合和義

福野佐代子

加藤悟

麓英里

横山博信

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 高田敏朗

教育総務課長 久野秋広

学校教育課長 伊藤雅生

学校教育課主幹 宮崎智和

学校教育課総括課長補佐 泉大作

幼児支援課長 山本康義

幼児支援課総括課長補佐 鹿野正美

生涯学習課長 伊藤巧

生涯学習課総括課長補佐 広瀬常司

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐

小 倉 孝 一

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○委員長 皆さんこんにちは。今月に入って雨が続く天候ではありますが、それでも新入生は上級生が引率し元気に登校していました。教職員につきましては、児童のために引き続きご尽力いただきますようお願い致します。

本日は、大変議題も多くございますので早速進めさせていただきます。

只今より、平成27年第4回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

日程第1 平成27年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○委員長 日程第1 平成27年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

○教育総務課長 平成27年第3回定例会の会議録修正について、ご提案をさせていただきます。日程第5 報告第2号 なかよしクラブみずほ補助金交付要綱の制定について、「党员であった場合」を「党员の集会であった場合」に訂正させていただきました。日程第6 報告第3号 瑞穂市文化協会補助金等交付要綱の制定について、日程第5 報告第2号と審議内容が酷似しておりますので削除させていただきましたのでご承認をお願い致します。

○委員長 事務局より説明がありましたがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成27年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加藤委員をお願い致します。

日程第3 教育長の報告

○委員長 日程第3 教育長より報告を求めます。

○教育長 4月1日の着任式においては、大変お忙しいところありがとうございます。

ました。4月7日に始業式、入学式が執り行われ新たにスタートを切り、また、子供会の総会及びスポーツ少年団の合同入団式がございました。穂積中学校においては1年生が4月15日から17日に若狭へ研修に行って参りました。これから、各学校が修学旅行や修学研修等の行事が多くなってきます。また、明日には大変関心の高い学習状況調査が実施され、今週の土曜日には土曜授業の第1回が実施されますが、学力向上に繋がる取組ができることと思います。更に和宮春の例祭が開催されますのでよろしくお願い致します。ピースメッセンジャーとして、7月29日から31日まで広島へ派遣を行う予定をしております。本日は、議案が多くありますのでよろしくお願い致します。

日程第4 継続審議 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

○委員長 日程第4 継続審議 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第4 継続審議 議案第16号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則については議案の取り下げを行い、新たに議案第38号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、追加上程させていただきたいと思っております。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 継続審議 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について取り下げを認めます。

日程第5 継続審議 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

○委員長 日程第5 継続審議 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 生涯学習課長 日程第5 継続審議 議案第17号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則については議案の取り下げを行い、新たに議案第39号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、追加上程させていただきたいと思います。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 継続審議 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について取り下げを認めます。

日程第6 継続審議 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について

- 委員長 日程第6 継続審議 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 生涯学習課長 日程第6 継続審議 議案第18号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則については議案の取り下げを行い、新たに議案第40号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、追加上程させていただきたいと思います。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 継続審議 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について取り下げを認めます。

日程第7 議案第22号 ほづみ幼稚園駐車場用地取得の申出について

- 委員長 日程第7 議案第22号 ほづみ幼稚園駐車場用地取得の申出につい

て、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第7 議案第22号 ほづみ幼稚園駐車場用地取得の申出について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市立ほづみ幼稚園駐車場を整備するにあたり、別紙の事業地である土地を購入するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第22号 ほづみ幼稚園駐車場用地取得の申出について、可決することと致します。

日程第8 議案第23号 本田第2保育所駐車場造成等工事について

○委員長 日程第8 議案第23号 本田第2保育所駐車場造成等工事について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第8 議案第23号 本田第2保育所駐車場造成等工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、園児送迎用及び職員駐車場の不足に伴い、駐車場整備を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第23号 本田第2保育所駐車場造成等工事について、可決することと致します。

日程第 9 議案第 24 号 生津小学校トイレ改修工事について

○委員長 日程第 9 議案第 24 号 生津小学校トイレ改修工事について、議案と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第 9 議案第 24 号 生津小学校トイレ改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 27 年 4 月 20 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、老朽化に伴い、校舎及び体育館便器の改修を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

全てを洋式に変更するのですか。

○教育総務課長 はい。

○委員長 洋式便器では用を足せない児童はいませんか。

○教育長 特別使用できないという情報はありません。低学年の便器については、児童用を採用し高さについては対応しております。

○委員長 床を乾式に変更することで、衛生面及び管理面としては問題ないでしょうか。

○教育長 管理上は乾式の方が非常に良いと認識しております。

○福野委員 別府保育所の建替え時にも検討しましたが、乾式の方が衛生面及び管理面についても良いという結論であったと思います。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 9 議案第 24 号 生津小学校トイレ改修工事について、可決することと致します。

日程第 10 議案第 25 号 小学校空調機器整備工事について

○委員長 日程第 10 議案第 25 号 小学校空調機器整備工事について、議案

と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第10 議案第25号 小学校空調機器設備工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、児童の健康、授業意欲の向上を図るため、空調機器の新設及び更新を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

○加藤委員 動力源である電気及びガスについて総合的に判断されたことについて、補足説明をお願い致します。

○教育総務課長 比較検討については、運転機能、維持管理、信頼性、工事性、環境性、設置スペース等について検討を行いました。電気によるセパレート方式及びマルチ方式とガスによるマルチ方式を検討を行い、イニシャルコストについては、電気のセパレート方式及びガスのマルチ方式と比較を行うと電気の方が約260万円安価であり、ランニングコストについてはガスの方が約40万円安価になっております。当市において仮に震災が発生した場合に液状化が起り得ることが懸念されている中で、東北・淡路の震災を振り返ると埋設管であるガスについては、復旧までに1カ月程度を要しましたが、電気は5日程度で復旧されたと聞いております。また、ガスは電気と比べ室外機が大型になるため設置スペースが確保できないこともあり、電気による施工を考えております。ガスの室外機については、保守点検を行う必要性がありますが電気についてはその必要がないことも考慮し電気による施工を選択致しました。

○委員長 議会でも一般質問がありましたので、十分検証して実施していただくようお願い致します。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第10 議案第25号 小学校空調機器設備工

事について、可決することと致します。

日程第 1 1 議案第 2 6 号 牛牧小学校増築及び大規模改修工事について

○**委員長** 日程第 1 1 議案第 2 6 号 牛牧小学校増築及び大規模改修工事について、議案と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第 1 1 議案第 2 6 号 牛牧小学校増築及び大規模改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 2 7 年 4 月 2 0 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、将来の児童数増加に伴い、増築棟建設並びに既設校舎改築及び児童の健康、授業意欲の向上を図るため、空調機器の新設及び更新を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

分離発注を行う理由をご説明ください。

○**教育総務課長** 瑞穂市公共工事に係る分離・分割発注方針により、各工種の合計が 3 億円以上の工事については分離発注を行うものとなっております。また、地元業者に対して入札参加資格の確保及び育成を行うためです。

○**委員長** 地元業者に対して入札参加資格の確保及び育成を行うためであるが、分離発注を行うことにより工事費が高価になることはありませんか。

○**教育総務課長** 契約処務については管財情報課が行いますので、管財情報課と調整を図り実施致します。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第 1 1 議案第 2 6 号 牛牧小学校増築及び大規模改修工事について、可決することと致します。

日程第 1 2 議案第 2 7 号 西小学校大規模改修工事について

○**委員長** 日程第12 議案第27号 西小学校大規模改修工事について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第12 議案第27号 西小学校大規模改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、施設維持管理計画に基づく改修並びに児童の健康、授業意欲の向上を図るため、空調機器の新設及び更新を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

○**委員長** 校舎の耐震基準について、文部科学省基準となるIS値0.7の基準は全ての学校について満たしていますか。

○**教育総務課長** ホームページにも掲載してありますが、全ての学校についてIS値0.7を満たしています。

○**委員長** 市内の学校を見ますと耐震ブレース等の工事が施工されていないようですが大丈夫でしょうか。各学校は避難所として指定されていますので、基準値以上に強固にすべきではないでしょうか。もう一度確認をお願い致します。

○**教育総務課長** 一度総務部と調整確認致します。

○**加藤委員** 市内の学校体育館について天井やガラスの落下等が予想されますので、今後検討していただきたいと思います。また、西小学校は以前から窓枠付近からの雨漏り等がありましたが、今回の改修工事に防水工事は含まれているでしょうか。

○**教育総務課長** 屋上のシート防水並びに外壁改修を実施致します。体育館の吊り天井については、昨年度中に改修が終了していますのでご報告致します。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第12 議案第27号 西小学校大規模改修工事について、可決することと致します。

日程第 1 3 議案第 2 8 号 穂積中学校技術棟改修工事について

○委員長 日程第 1 3 議案第 2 8 号 穂積中学校技術棟改修工事について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第 1 3 議案第 2 8 号 穂積中学校技術棟改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 2 7 年 4 月 2 0 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、老朽化に伴い、施設維持管理計画に基づき改修を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第 1 3 議案第 2 8 号 穂積中学校技術棟改修工事について、可決することと致します。

日程第 1 4 議案第 2 9 号 ほづみ幼稚園駐車場造成等工事について

○委員長 日程第 1 4 議案第 2 9 号 ほづみ幼稚園駐車場造成等工事について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第 1 4 議案第 2 9 号 ほづみ幼稚園駐車場造成等工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 2 7 年 4 月 2 0 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、園児送迎用及び職員駐車場の不足に伴い、駐車場整備を実施するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

定員が増加することによって、園児送迎用バスの台数も増台しますか。増台

する場合は車庫についてはどうなりますか。

- 教育総務課長** 現在60名である3歳児を来年度より段階的に受入れをし、100名となる予定であります。幼稚園との協議の中で3歳児を2階で保育することに際し、危険ではないかとの意見があり、来年度は一度に受入れるのではなく20人増やし80名で実施したいと考えております。
- 委員長** 現在120名程度の応募があると思いますが、120名を受入れする計画ではありませんか。議会にもそのように報告しているではありませんか。
- 教育次長** 議会には3歳児の受入れ人数を増やすことは答弁しておりますが、人数については言及しておりません。
- 委員長** 現在の空き教室数はいくつでしょうか。
- 教育次長** 教室数は13教室で、現在使用しているのは9教室です。
- 福野委員** ほづみ幼稚園は5歳児用に建築された建物ですので、3歳児を受入れるのは施設として危険であるので、保育士が心配するのは当然であると思います。
- 委員長** 現在の施設では安全面から考えて、以前に3歳児の受入れはできないとの答弁であったと思いますがいかがでしょうか。
- 教育長** 当初3歳児を受け入れるには、平屋の3教室を活用するというところでスタートしましたが、その後百何十人の応募があり受入れ人数を増員できないかということで状況が変化してきました。増員するにあつては平屋を増築した場合に、河川許可の問題で東に増築できないため、空いている2階の教室を活用してはどうかということになりましたが、3歳児の保育が2か所になり、目が届かないことや施設自体に3歳児に対応していない問題があることから、幼稚園側の不安があるため段階的に受入れを行い、施設等の改修も含め検討していく考えです。
- 委員長** 将来計画はどう考えているのでしょうか。
- 教育長** 園児数がこのまま維持される状況が確認できれば、増築や新設を視野に入れなければならないと考えますが、将来推計的に増えることがないと思われる状況で増築及び新設を行うべきではないと考えます。
- 委員長** しかしながら、現実として400人ほどが他の幼稚園に通園している

状況がありますがいかがでしょうか。

○**教育長** 全てを公立で受け入れることはないと考えます。

○**委員長** 場当たりの対策ではないでしょうか。

○**教育長** 現在の施設を活用し、園児の安全を確保し最大限で受入れる方法を検討している段階です。

○**教育総務課長** バスの車庫についてですが、送迎コースの検討を行い現在の2台で対応可能でありますので、現状のままとさせていただきます。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第14 議案第29号 ほづみ幼稚園駐車場造成等工事について、可決することと致します。

日程第15 議案第30号 瑞穂市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について

○**委員長** 日程第15 議案第30号 瑞穂市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第15 議案第30号 瑞穂市教育支援センター条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第1号）の一部改正について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第15 議案第30号 瑞穂市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第 1 6 議案第 3 1 号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

○**委員長** 日程第 1 6 議案第 3 1 号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第 1 6 議案第 3 1 号 瑞穂市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 2 7 年 4 月 2 0 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市文化財保護条例（平成 1 5 年瑞穂市条例第 6 6 号）第 2 9 条第 3 項の規定により、瑞穂市文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。 日程第 1 6 議案第 3 1 号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第 1 7 議案第 3 2 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

○**委員長** 日程第 1 7 議案第 3 2 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第 1 7 議案第 3 2 号 瑞穂市社会教育推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 2 7 年 4 月 2 0 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置要項（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会告示第 3 号）第 3 条の規定により、瑞穂市社会教育推進員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第17 議案第32号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、可決することと致します。

日程第18 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

○委員長 日程第18 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第18 議案第33号 瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市社会教育委員条例（平成15年瑞穂市条例第59号）第2条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第18 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第19 議案第34号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について

○委員長 日程第19 議案第34号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第19 議案第34号 瑞穂市青少年育成推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会告示第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の

議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市青少年育成推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、瑞穂市青少年育成推進員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第19 議案第34号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、可決することと致します。

日程第20 議案第35 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○委員長 日程第20 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第20 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に下記の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第5条第1項の規定により、委員が欠けたため第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第20 議案第35号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第 2 1 議案第 3 6 号 特定教育・保育施設の公表について

○委員長 日程第 2 1 議案第 3 6 号 特定教育・保育施設の公表について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第 2 1 議案第 3 6 号 特定教育・保育施設の公表について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 0 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 2 7 年 4 月 2 0 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 4 1 条の規定により、特定教育・保育施設を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

目的はなんでしょうか。

○幼児支援課長 子ども・子育て支援法第 4 1 条の規定により公示を行う目的です。

○委員長 認可外保育所は公表しないのですか。

○幼児支援課長 公表致しません。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

○加藤委員 確認した日とはどういうことでしょうか。

○幼児支援課長 法律に適用した特定教育・保育施設の運営を行うことを県に協議をし、確認をした日となります。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第 2 1 議案第 3 6 号 特定教育・保育施設の公表について、可決することと致します。

日程第 2 2 議案第 3 7 号 特定地域型保育事業者の公表について

○委員長 日程第 2 2 議案第 3 7 号 特定地域型保育事業者の公表について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第22 議案第37号 特定地域型保育事業者の公表について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出。瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第53条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第22 議案第37号 特定教育・保育施設の公表について、可決することと致します。

日程第23 意見聴取 平成27年度岐阜県教科用図書採択について

○委員長 日程第23 意見聴取 平成27年度岐阜県教科用図書採択について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第23 意見聴取 平成27年度岐阜県教科用図書採択について、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約に基づき、平成27年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うため、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

岐阜市を除く5市2郡が新しい採択地区となりましたが、支障はございませんか。

○教育長 小学校の教科書について、特別意見はございませんでした。また岐阜市及び岐阜地区共に同一の教科書を採択していますので支障はないと思います。

中学校については、研究員が別ですのでまだ不確定なところがございます。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第23 意見聴取 平成27年度岐阜県教科用図書採択について、承認することと致します。

追加上程 議案第38号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

○委員長 追加上程 議案第38号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 追加上程 議案第38号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 追加上程 議案第38号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

追加上程 議案第39号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

○委員長 追加上程 議案第39号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 追加上程 議案第39号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、利用団体の登録要件の緩和及び瑞穂市呂久グラウンドを廃止するため、瑞穂市体育施

設条例施行規則の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 追加上程 議案第39号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

～休憩～

追加上程 議案第40号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について

○委員長 追加上程 議案第40号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 追加上程 議案第40号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年4月20日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市民が団体活動としての施設利用機会を多く活用できるよう、一部改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 追加上程 議案第40号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第24 その他

○委員長 日程第24 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 特にありません。

○委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 瑞穂市教育委員名簿及び教育委員会事務局連絡一覧及び本田第2保育所定期監査報告書の写しを配布しておりますので、よろしくお願い致します。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長 特にありません。

○委員長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 4月4日に入所式が執り行われ、本年度は1221名となり昨年度より33名増となりました。人数が増えたことにより保育士の増員も踏まえ、保育環境を整えていかなければならないと考えております。瑞穂市子ども・子育て支援事業計画書を配布させていただきましたので、よろしくお願い致します。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 特にありません。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

○教育長 総合教育会議の日程等について、教育委員会定例会とは別に開催させていただきますのでよろしくお願い致します。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

○加藤委員 スマートフォンについての取組についてご説明いただけますか。

○学校教育課長 市内3中学校の生徒会において、約束事の基となるネットプロミスを調整している段階で、7月のサミットに提案していく予定です。警察やマスコミの方にも大変良い取組であると評価をいただき、是非他市町にも広げていきたいと考えております。現在スマートフォンは大変問題となっておりますので、子どもたち自身が約束事を作ってより良い使い方を求めていく段階です。

○加藤委員 一般市民にも内容については周知されるのですか。

○学校教育課長 報道等によって取組は周知されるのではないかと考えますが、各学校のPTAの協力が必要であると考えております。

○教育長 青少年育成審議会等を活用し周知してく考えです。

○委員長 スマートフォンを持っている前提で進めるのではなく、持っていない

児童に対しての配慮が必要ではないでしょうか。

○**麓委員** 持っていない児童については、実際持つときの注意喚起になると思いますので、それも含め協議検討していく必要があると思います。

○**委員長** その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

次回の会議ですが、平成27年5月25日、月曜日、午後2時から平成27年第5回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願ひ致します。

閉会の宣告

○**委員長** 本日はご苦勞様でした。議題も多く重要な案件につきまして、慎重にご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時30分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年5月25日

瑞穂市教育委員会 委員長

河合和義

委員

加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。